

# 教育委員会定例会会議録

令和2年5月21日（木）

## 教育委員会定例会会議録

令和2年5月21日午後3時00分教育長竹内清が教育委員会定例会を茅ヶ崎市役所分庁舎5階特別会議室に招集した。

1 会議出席委員は、次のとおり。

教育長 竹内 清      委 員 赤坂雅裕      委 員 城田禎行  
委 員 大森美保子      委 員 伊藤甲之介

2 会議出席事務局職員は、次のとおり。

教育総務部長 前田典康	教育推進部長 白鳥慶記
教育指導担当部長 吉野利彦	教育総務課長 島津 順
学務課長 藤木徹也	教職員担当課長 工藤裕一郎
学校教育指導課長 力石裕司	社会教育課長 瀧田美穂
青少年課長 関山知子	体験学習センター担当課長 松下晃久
図書館長 佐藤 勇	教育センター所長 高橋 励

3 会議の大要は、次のとおり。

午後3時00分開会

○竹内教育長 それでは、ただいまから5月定例会を開催いたします。

日程第1 教委議案第21号令和3年度使用小・中学校及び特別支援学級教科用図書採択基本方針についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○学校教育指導課長 日程第1 教委議案第21号令和3年度使用小・中学校及び特別支援学級教科用図書採択基本方針について、学校教育指導課長よりご説明申し上げます。議案書の1ページをご覧ください。

本日の定例会では、令和3年度使用小・中学校及び特別支援学級教科用図書採択基本方針についてご審議いただき、今後の教育委員会におきまして採択していただくこととなります。本日は、そのための採択基本方針についてご提案申し上げます。

2ページをご覧ください。令和3年度使用小・中学校及び特別支援学級教科用図書採択基本方針を読み上げまして、提案に代えさせていただきます。

令和3年度使用小・中学校及び特別支援学級教科用図書採択基本方針、茅ヶ崎市教育委

員会。

教科用図書は、学校教育において主たる教材として使用されるものである。したがって、その採択に当たっては十分な調査研究を行い、児童・生徒に最も適した教科用図書を採択すべきである。また、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律及び神奈川県教育委員会の令和3年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針により、採択しなければならない。

以上に基づき、次の方針により、茅ヶ崎市における令和3年度使用小・中学校及び特別支援学級教科用図書を採択するものとする。

1、茅ヶ崎市における小・中学校教科用図書の採択は、茅ヶ崎市教科用図書採択検討委員会の示す資料等に基づいて協議を行い、種目ごとに一種に決定する。

2、特別支援学級教科用図書については、1により決定された小・中学校教科用図書、もしくは文部科学省著作の特別支援学校教科書等から適切なものを採択する。

3、継続採択年度に当たっては、特別の理由のある場合を除いて、前年度採択されたものを採択する。

なお、資料といたしまして、3ページから12ページに、神奈川県教育委員会が定めまして令和3年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針を添付してございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○竹内教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問などがございましたらお願いいたします。

○伊藤委員 前回も同じ質問をしたんですけれども、附則第9条分のことがないんですけれども、それはそういうことだという解釈でよろしいでしょうか。

○学校教育指導課長 はい、大丈夫です。

○竹内教育長 ほかにいかがでしょうか。

ほかにご意見等がなければ、日程第1 教委議案第21号令和3年度使用小・中学校及び特別支援学級教科用図書採択基本方針については原案のとおり決定することでいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、原案のとおり決めます。

次に、日程第2 教委議案第22号令和3年度使用中学校教科用図書採択についての諮問についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○学校教育指導課長 日程第2 教委議案第22号令和3年度使用中学校教科用図書採択についての諮問について、学校教育指導課長よりご説明申し上げます。13ページ及び14ページをご覧ください。

本年度は、令和3年度使用中学校教科用図書の採択の年度に当たっております。本案につきましては、14ページにございますように、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第1項の規定に基づきまして、教科用図書の調査研究を行うため、茅ヶ崎市教科用図書採択検討委員会に諮問することにつきましてご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

○竹内教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問などがございましたらお願いいたします。よろしいですか。

特にご意見等がなければ、日程第2 教委議案第22号令和3年度使用中学校教科用図書採択についての諮問については、原案のとおり諮問することでいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、原案のとおり決めます。

次に、日程第3 教委議案第23号障害のある児童・生徒等の就学についての諮問についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○学校教育指導課長 日程第3 教委議案第23号障害のある児童・生徒等の就学についての諮問について、学校教育指導課長よりご説明申し上げます。15ページ及び16ページをご覧ください。

学校教育法施行令第18条の2の規定に基づきまして、障害のある児童・生徒等の就学について審議を行うため、茅ヶ崎市就学指導委員会に諮問することにつきましてご審議いただきますようお願い申し上げます。

○竹内教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問などがございましたらお願いいたします。よろしいですか。

特にご意見等がなければ、日程第3 教委議案第23号障害のある児童・生徒等の就学についての諮問については、原案のとおり諮問することでいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、原案のとおり決めます。

次に、日程第4 教委議案第24号令和2年度社会教育関係団体及び青少年関係団体への補助金交付についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○社会教育課長 日程第4 教委議案第24号令和2年度社会教育関係団体及び青少年関係団体への補助金交付につきましては、社会教育課長からご説明申し上げます。資料は17ページから20ページになります。

本案につきましては、社会教育法第13条におきまして、市が社会教育関係団体、青少年関係団体の補助金を交付しようとする場合には、社会教育委員の会議に意見を聞いて行うとされており、令和2年4月30日に社会教育委員の会議を書面会議にて開催しました。

資料19ページから20ページをお開きください。社会教育委員の会議により、各団体への補助金交付について、令和2年度補助金内訳のとおり、適正な補助金交付であるとの答申をいただきました。本答申に基づき、令和2年度補助金内訳を上限として各団体に交付するものです。

続きまして、資料の18ページをお開きください。こちらは市長部局の文化生涯学習課の所管である茅ヶ崎市文化団体協議会への補助金交付について、市長から教育長に対して、令和2年3月24日付で依頼がありました社会教育委員への諮問依頼に対して、資料19ページから20ページの答申について報告するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○竹内教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問などがございましたらお願いいたします。よろしいですか。

特にご意見等がなければ、日程第4 教委議案第24号令和2年度社会教育関係団体及び青少年関係団体への補助金交付については、原案のとおり補助金を交付することでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、原案のとおり決めます。

なお、令和2年3月24日付で市長より依頼のありました件につきましても答申を添えて報告いたします。

次に、日程第5 教委報告第19号令和2年度教育費の補正予算に関する専決処分についてを議題といたします。

担当事務局、順次説明をお願いいたします。

○教育総務課長 日程第5 教委報告第19号令和2年度教育費の補正予算に関する専決処分について、教育総務課長よりご説明申し上げます。議案書23ページをご覧ください。

本補正予算は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として急施を要したことから、専決処分をさせていただきましたので、ご報告をさせていただきます。

教育総務課所管部分につきましては、上段の①部分、款10教育費項1教育総務費目2事務局費の欄となります。内容といたしましては、小中学校に勤務する職員のうち、教育施設業務員及び学校司書のサージカルマスクを約半年分購入するため、消耗品費65万4000円を予算計上したものでございます。

説明は以上でございます。

○学務課長 学務課長より、引き続き②につきましてご説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策事業費につきまして、小学校費として消耗品費を140万7000円、中学校費につきましては消耗品費86万4000円を計上するものでございます。内容につきましては、健康診断の児童及び生徒の健康管理に必要となる感染症防止用品のマスク、アルコール消毒液、非接触体温計を購入するとともに、教職員につきましても、感染症防止用品のマスク、アルコール消毒液を購入するものでございます。

引き続きまして、学校給食管理費につきましては、消耗品費及び負担金補助及び交付金487万7000円を増額補正するものでございます。これにつきましては、給食調理従事者につきましてマスクを配付することと、臨時休業に伴います学校給食の休止に際し、既に発注済みの食材等及び保護者への給食費返還に係る振込手数料を補助するものでございます。

戻りまして、議案書22ページをご覧ください。歳入といたしましては、国庫支出金、細節7学校保健特別対策事業費補助金につきまして103万円を、款16国庫支出金、細節7学校保健特別対策事業費補助金につきましては43万2000円を、款22諸収入、細節9学校臨時休業対策費補助金につきましては316万7000円をそれぞれ増額するものでございます。

説明は以上でございます。

○学校教育指導課長 続いて、学校教育指導課長よりご説明申し上げます。

款10教育費項1教育総務費目2事務局費、細目160新型コロナウイルス感染症対策事業費につきましては、154万円のうち57万2000円を、小中学校に勤務する会計年度任用職員用にサージカルマスクを購入するための費用として計上しております。

続いて、款10教育費項2小学校費目2教育振興費、細目100新型コロナウイルス感染症

対策事業費13万円、項3中学校費目2教育振興費、細目90新型コロナウイルス感染症対策事業費9万円につきましては、児童・生徒の心のケア及び学習支援の一助となるよう、全小中学校に学校サイトID及びパスワードを付与し、児童・生徒及び保護者が付与されたIDパスワードを使用し、動画を閲覧できるようにいたしました。このことにより、ページ内に教職員が作成したユーチューブ動画のリンクを貼ることなどができるようになりました。臨時休業中、自宅で過ごす子供たちに対して、メッセージ動画や自宅学習のヒントとなるような解説動画を届けるなどを行うことで、子供たちの心のケア及び学習支援につなげていくことができるようになったと考えております。

○体験学習センター担当課長 体験学習センター担当課長よりご説明申し上げます。議案書は24ページになります。

議案書項5社会教育費のうち、目5青少年施設費に係る補正額55万4000円につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の対策として、体験学習センターにおける感染防止用品を購入するため消耗品費、具体的には会館を再開した際にご利用者様に使用していただくアルコールの消毒液等を増額するものでございます。

○図書館長 続きまして、同じく議案書24ページ、図書館費につきまして、図書館長よりご説明いたします。

図書館におきましても、新型コロナウイルス感染拡大防止の対策といたしまして、サージカルマスク及び消毒液半年分の消耗品費60万4000円を増額するものでございます。

○教育センター所長 続きまして、教育センター所長より説明いたします。

ページは戻りまして、23ページ、款10教育費項1教育総務費目2事務局費、細目160新型コロナウイルス感染症対策事業費のうち、31万3176円を計上するものでございます。ほかのところと同じように、心の教育相談員、あすなろ教室の補助員、教育指導員、それから教育相談員等の感染防止対策用のマスク、アルコール消毒液の所要経費を増額するものでございます。

○竹内教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

○赤坂委員 学務課長に質問します。小学校が140万7000円、中学校が86万4000円、マスクとかアルコール消毒液を買うということですが、それで大体何日分もつとお考えですか。おおよそで結構です。

○学務課長 マスクにつきましては1800枚になりますので、19校で割りますと100枚ぐら

いございますので、少なくとも1週間ぐらいはもつと想定しているところでございます。

実は、これは健康診断を行うためのものになっております。健康診断で内科医、耳鼻科医、眼科医、歯科医の先生方が来るときに使用するものでございまして、子供たちにつきましては、当然ご自宅から持ってきますので、今回の予算につきましては、学校医の安全のために購入するものでございまして、子供たちがつけるものではありません。申しわけありませんが、よろしく願いいたします。

○伊藤委員 いろいろ買うものが出てきたんですけれども、フェースシールドなんかは買わないのでしょうか。

○学務課長 フェースシールドにつきましては、今、原材料を買っておりまして、給食調理員については自分たちで作る方向になっております。

不足の部分につきましては、実際細かく単価を調べてみましたら、原材料を買う金額とそのまま品物を買う金額はそんなに大差がないので、今後はそちらのほうで対応していきたいと思いますが、今回の専決の補正部分については、その予算については計上していないところでございます。今、現予算で材料を購入していますので、それで対応することになります。

○教育総務部長 教育総務部長から、今の学務課長の答弁に追加をさせていただきます。

先ほど委員から、児童・生徒の関係もご質問があったかと思うんですが、そちらにつきましては、教員と児童については布マスクが国から2枚ずつ配付されることになっております。それ以外のものについては各個人、ご家庭でご用意いただくこととなりますが、まずは国からそういう支給があるということが、4月中に配付を予定ということでもともと充てていたんですけれども、今後学校を再開したときには、お子様に1人2枚ずつ、教員についても1人2枚ずつの布マスクが配付されるという予定でこちらはやっております。

○竹内教育長 ほかによろしいでしょうか。

ほかにご意見等がなければ、日程第5 教委報告第19号令和2年度教育費の補正予算に関する専決処分についての報告を承認することによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、承認することといたします。

次に、日程第6 教委報告第20号教育委員会市職員人事に関する専決処分についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。



○教育総務課長 日程第6 教委報告第20号教育委員会市職員人事に関する専決処分について、教育総務課長よりご説明申し上げます。議案書は25ページをお開きください。

教育委員会の発令につきまして、専決処分のご報告をさせていただきます。今回は、26ページでございますとおり、4月1日付で市民課及び小出支所の職員に対する学務課への併任発令が15件、併任解除の発令が9件となっております。また、5月1日付で社会教育主事の兼務発令も1件となっております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○竹内教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

特にご意見等がなければ、日程第6 教委報告第20号教育委員会市職員人事に関する専決処分についての報告を承認することよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、承認することといたします。

次に、日程第7 教委報告第21号茅ヶ崎市特別職の職員の給与等に関する条例及び茅ヶ崎市職員給与条例の一部を改正する条例に対する意見に関する専決処分についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○教育総務課長 日程第7 教委報告第21号茅ヶ崎市特別職の職員の給与等に関する条例及び茅ヶ崎市職員給与条例の一部を改正する条例に対する意見に関する専決処分について、教育総務課長よりご説明申し上げます。議案書は27ページをお開きください。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から茅ヶ崎市特別職の職員の給与等に関する条例及び茅ヶ崎市職員給与条例の一部を改正する条例を市議会に提案するに当たり、教育委員会の意見を求められたところでございますが、4月の教育委員会定例会後であったことから専決処分をさせていただき、教育委員会としての意見を市長へ回答したため、ご報告させていただくものでございます。

次に、資料31ページをお開きください。本条例案は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が地域経済、市民生活等に多大な影響を与えていることに鑑み、令和2年6月及び12月に支給する市長等の期末手当並びに管理職の期末手当及び勤勉手当を減額するために提案されるものでございます。

議案書33ページからの新旧対照表を御覧ください。茅ヶ崎市特別職の職員の給与等に関

する条例の一部改正におきまして、教育長につきましては、附則第2項で、支給すべき額から100分の10に相当する額を減額して支給することとしております。

次に、茅ヶ崎市職員給与条例の一部改正におきまして、保健所及び病院に勤務する職員を除いた管理職につきましては、附則第3項及び第4項で、支給すべき額から100分の8に相当する額を減額して支給することとしております。この条例につきましては、公布の日から施行することとしております。

条例の概要は以上でございます。よろしくご承認のほどお願いいたします。

○竹内教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

○伊藤委員 これは専決されていることなので、今からどうこうということではないとは思いますが、やはり、分かることは分かるんですけども、こういうところでこうやって減らされていくのはどうなんだろうかという気はしています。

それで、例えばガイドラインをつくられていることについても、非常にこれは大変だったんだろうと私は思うんです。コロナ感染症の感染拡大が地域経済、市民生活に多大な影響を与えていることに鑑みと書いてありますが、そういう働いている人たちのところでこのような対応をするというのは、何か釈然としないものがあります。ここでこうやって言ってもしょうがないことだろうと思うんですけれども。お話しだけさせていただきます。

○教育総務課長 今回の減額につきましては、ご承知のこととは思いますが、神奈川県においても同様の対応と聞いてございます。また、近隣の各市につきましても、若干範囲は違うところではございますが、同様の対応と聞いてございます。

なお、減額の規模につきましては全体で3650万円ということで、先ほどの補正もございますが、このぐらいの減というところもあるかと考えてございます。

○教育総務部長 今回、市の理事者、プラス管理職で対応しておるところですが、この議案を出したときの補正予算の中では、かなりの額の増額補正を行って、景気対策等も含めて、また、先ほど私どもの担当からご説明いたしましたが、感染症対策として様々な対策を行っている中で、ある一定の市の一般財源の持ち出しというの、今回かなりの額をやっております。国のほうからも交付金等の措置をしていただける部分はあるんですが、全てが満額で私どものところに措置がされるわけではなく、残りの部分については、例えば地方交付税等で後で補填してもらえるものもございまして、それを除く部分について

は、全て市の一般財源を使用していきます。実際に市内の民間事業者等も苦勞されており、それぞれの方々が事業収入も減っている中で、市としてどうやって対応していくかということで、今回、管理職と理事者部分については給与の減額となりました。

実際に、先ほど教育総務課長からも説明がありましたが、私たち教育委員会も、実際に学校の現場に対してコロナ対策の最前線をやっているという認識もございますが、例えば、保健所に関してはさらに、感染者に対して実際に対応するということで、担当している職員も、実は教育委員会から保健所に期間を決めて、一時的に派遣している職員もおります。そういう中で、実際に保健所という現場の中で、または保健所以外の市立病院、先日、コロナ患者の受入れという記者発表もございましたが、実際に現場でやっている職員もいる中で、それ以外の職員はいいという話ではないんですが、特に現場で働いている職員に対しての配慮を含めて、このような対応をさせていただいているということです。市職員全体としてコロナ対策に取り組んでいきたいという1つの姿勢の示し方といえますか、そういうところで今回市としてはやっていくとご理解いただければと思います。

○竹内教育長 よろしいでしょうか。

ほかにご意見等がなければ、日程第7 教委報告第21号茅ヶ崎市特別職の職員の給与等に関する条例及び茅ヶ崎市職員給与条例の一部を改正する条例に対する意見に関する専決処分についての報告を承認することによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、承認することといたします。

次に、日程第8 教委報告第22号茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会委員の委嘱に関する専決処分についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○学校教育指導課長 日程第8 教委報告第22号茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会委員の委嘱に関する専決処分について、学校教育指導課長よりご説明申し上げます。

37ページをご覧ください。本委員につきましては、茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会規則第3条に基づき、平成31年4月1日から令和3年3月31日までの2年を任期として委嘱しているものでございますが、39ページにお示ししたように、人事異動等に伴い、4月1日付で関係機関等より2名の委員の推薦をいただいたため、本定例会に先立ち、専決処分したものです。新たに推薦された委員は、38ページの表にお示しした6番、9番の委員でございます。

以上、ご報告いたしますので、ご承認をお願いいたします。

○竹内教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問などがございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

特にご意見等がなければ、日程第8 教委報告第22号茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会委員の委嘱に関する専決処分についての報告を承認することによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、承認することといたします。

ここで皆様にお諮りいたします。これ以降の議題は予算に関する案件等でございますので、その性質上、非公開といたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 異議なしと認め、非公開といたします。

午後3時31分閉会